

## Q&A 検定・認定・検査

Q 公共測量とはどんな測量ですか

A 一般的に官公庁およびそれに順ずる団体が発注する測量作業が公共測量です。土木工事あるいは建築の場合の測量は、そうでない場合がありますが、十分注意する必要があります。公共測量に使用する機器は、機器検定を受けている必要があります。

Q JSIMA 認定と機器検定とどう違うのですか

A JSIMA 認定とは、正しくは“日本測量機器工業会が実施する測量機器「校正・検査事業者」認定制度”であり、日本測量機器工業会が定めている独自の機器規格であり、JSIMA 規格に基づく校正及び検査を実施できる賛助会員を、当工業会が認定する制度です。これは、測量機器の精度を維持するための品質管理の徹底を目的としています。

機器検定は、国土地理院あるいは公共団体が実施する測量を行う場合に、使用する測量機器が、その測量に適合しているかを検定することをいいます。

Q 機器検定一級をパスした機器で、二級の公共測量に使えますか？

A 使えます。ただし、国土地理院の登録1級の機器で機器検定2級を検定した場合は、一級相当の公共測量には使用できません。

Q 日本測量機器工業会（JSIMA）規格の適合区分Aクラスをパスした機器を、公共測量に使えますか？

A いいえ使えません。JSIMA 規格で合格したとしても、公共測量では使えません。機器検定を受けてください。

ただし出来形管理用TS（トータルステーション）においては、JSIMA 規格 101/102 による適合区分 B 以上であることを証明する検査成績書等により、国土地理院が定める測量機器分類の3級以上であることが明記されている場合は、この作業に使用できます。

Q JSIMA が発行する校正証明書と検査成績書とどう違うのですか？

A 校正証明書は、JSIMA 規格に基づき依頼を受けた校正項目についてそれを校正したことを証明する書です。規格値を満たしているかないを問わず証明します。必要な場合は、校正結果（値）も発行します。

検査成績書は、JSIMA 規格に基づき、規格項目を検査した結果、規格を満たしていれば、“良”と判断して証するものです。

Q JSIMA 規格でのA, B, Cなどのクラスを教えてください。

A 機器メーカーにお問い合わせるか、ホームページをご覧ください。JSIMA の適用区分表という見出しで、掲載されています。

Q 社内のISO9000に基づく機器管理に、JSIMA 規格は使えますか

A 使えます。ただし機器の管理方法については、各会社において管理方法を設定し、JSIMA 規格に基づいて管理することを決める必要があります。